

「指定道路図」ご利用上の注意

1. この指定道路図は（以下「本図」という。）は建築基準法施行規則第10条に規定する指定道路（以下、「指定道路」という。）のおおむねの位置及び種類を表示した参考図であり、道路の正確な形状、幅員、境界位置、起点・終点などを示したものではありません。正確な情報が必要な場合や本図に関するお問い合わせについては、所管する各建設事務所建築住宅課の窓口においてご確認ください。（電話等によるお問い合わせについては、お答え出来ません。）
2. 本図は、表示している内容を証明するものではありませんので、次の資料として用いることは出来ません。
 - （1）建築基準法第43条に規定する敷地等と道路との関係を判断する資料
 - （2）土地の所有権境を判断する資料
 - （3）権利・義務が発生するもの、不動産取引のための資料
3. 本図は、現時点までの調査による指定道路を表示しており、随時更新して追加していきます。
4. 本図は、地図の精度上及びデータ入力上の誤差を含んでいます。
5. 本図は、最新の地図情報ではないため、現況と異なる場合があります。
6. 本図は、予告無く内容を変更する場合があります。
7. 本図の全部又は一部を無断で複写/複製/転載/ファイル化し利用することを禁じます。
8. 福島県は、本図の利用により発生する直接又は間接の損失・損害等について、一切の責任を負いません。